

2017 年度(2017 年 7 月～2018 年 6 月) スチュワードシップ活動状況について

朝日生命保険相互会社(社長 木村 博紀)は、当社のスチュワードシップ活動への取組み、および2017年度(2017年7月～2018年6月)スチュワードシップ活動状況について以下のとおりお知らせ致します。

<目次>

1. スチュワードシップ活動への取組み

- (1) スチュワードシップ活動の位置づけ . . . P 2
- (2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス . . . P 3

2. 2017 年度スチュワードシップ活動状況

- (1) 主な活動状況
 - ① 「スチュワードシップ活動推進委員会」での協議 . . . P 4
 - ② 「議決権行使ガイドライン」の改正と公表 . . . P 4
- (2) 議決権行使の実施状況 . . . P 5
- (3) 対話の取組み . . . P 12
- (4) 自己評価 . . . P 15

1. スチュワードシップ活動への取組み

(1) スチュワードシップ活動の位置づけ

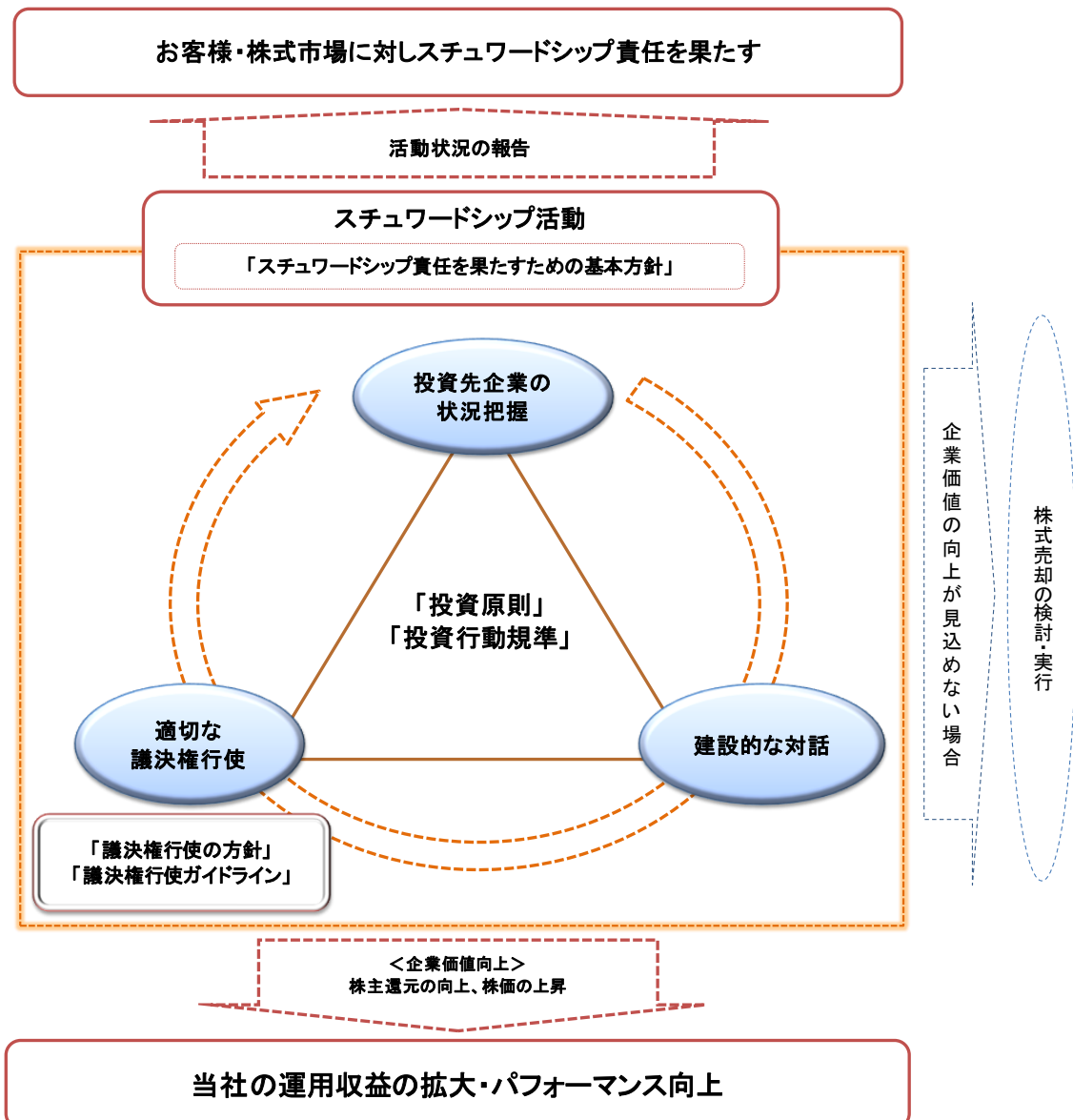
当社はお客様から保険料としてお預かりしている資産を、将来のお支払に備えて安定的かつ効率的に運用することを目指しています。

そのような観点から、株式投資においても持続的な企業価値向上を可能とするビジネスモデルを有し、これを支えるコーポレートガバナンス態勢を整えている企業へ投資することを「投資原則」に定めています。

スチュワードシップ活動は、このような投資活動の実効性を中長期的に高めていくため、極めて重要な業務と位置づけています。

そのため、下図のとおり「投資先企業の状況把握」「建設的な対話」「適切な議決権行使」を3つの柱と位置づけ、PDCAサイクルに基づき運営しています。

<当社のスチュワードシップ活動のイメージ(一般勘定)>



(2) スチュワードシップ活動の主な目標と対話のスタンス

当社では、お客様からお預かりしている資産の運用効率の向上を図るという観点から、「株主還元強化」および「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」を主眼としてスチュワードシップ活動を行います。

そのため、投資先企業との対話に際しては、この2点を主要なテーマとして位置づけ、業績動向、財務内容、経営計画の内容および進捗状況、コーポレートガバナンス態勢等を事前に分析し、対話の対象となる投資先企業を選別し、それぞれの課題を設定した上で、以下の事項について意見交換を行います。

① 「株主還元強化」

- 株主還元に対する考え方
- 継続的に配当性向が低迷している場合はその理由および妥当性
- 現預金等を多く保持しているにもかかわらず配当性向が十分でない場合はその理由および妥当性

② 「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」

- 経営計画等に株主還元に対する考え方や株主還元目標等の設定がない場合、その理由と次期経営計画等への反映の可能性
- 継続的に業績が低迷している場合、業績低迷の要因とそれに対する対応方針
- 法令違反等の不祥事が発生した場合、再発防止策の内容とその実効性および業績への影響

この他、株主総会議案の賛否を判断するための対話を行います。

具体的には、議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」に該当した議案については投資先企業との対話に基づく個別精査を行います。

特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、対話の中で投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明することで、形式的な賛否判断となることを回避し、企業価値向上に資する議決権行使を行います。

2. 2017 年度スチュワードシップ活動状況

(1) 主な活動状況

① 「スチュワードシップ活動推進委員会」での協議

議決権行使における利益相反管理やスチュワードシップ活動の強化に資する助言を得ることを通じてガバナンス体制の強化と透明性の確保を図ってまいります。

<スチュワードシップ活動推進委員会の概要>

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動の推進 ・スチュワードシップ活動に係るガバナンス体制の強化と透明性の確保
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」の改正 ・「議決権行使の方針」の改正 ・年度毎のスチュワードシップ活動方針 ・年度毎のスチュワードシップ活動の自己評価、結果公表 ・「議決権行使ガイドライン」の改正 ・重要な議決権行使議案(※)の審議 ・議決権行使結果の集計および公表
構成	社内委員:スチュワードシップ活動担当部門(投資調査部)および利益相反管理部門(コンプライアンス統括部)の担当執行役員、部長 社外委員:弁護士、学識経験者等、社外の専門家
開催頻度	原則として年3回

※当社と一定の取引関係がある等により、利益相反のより厳正な管理が必要である企業の議案を「重要な議決権行使議案」と定義しています。

同委員会は昨年の「平成 28 年度(平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月)スチュワードシップ活動状況について」公表以降、2018 年 9 月までに 5 回開催しました。主な協議内容は以下のとおりです。

2018 年 2 月	・議決権行使ガイドラインの改正
2018 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な議決権行使議案について、利益相反管理の観点から賛否判断を審議 ・賛否判断に伴う投資先企業との対話内容の確認
2018 年 6 月 第 1 回	
2018 年 6 月 第 2 回	
2018 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権行使判断のプロセスの妥当性の検証 ・議決権行使結果の集計の検証および公表方針の検討

② 「議決権行使ガイドライン」の改正と公表

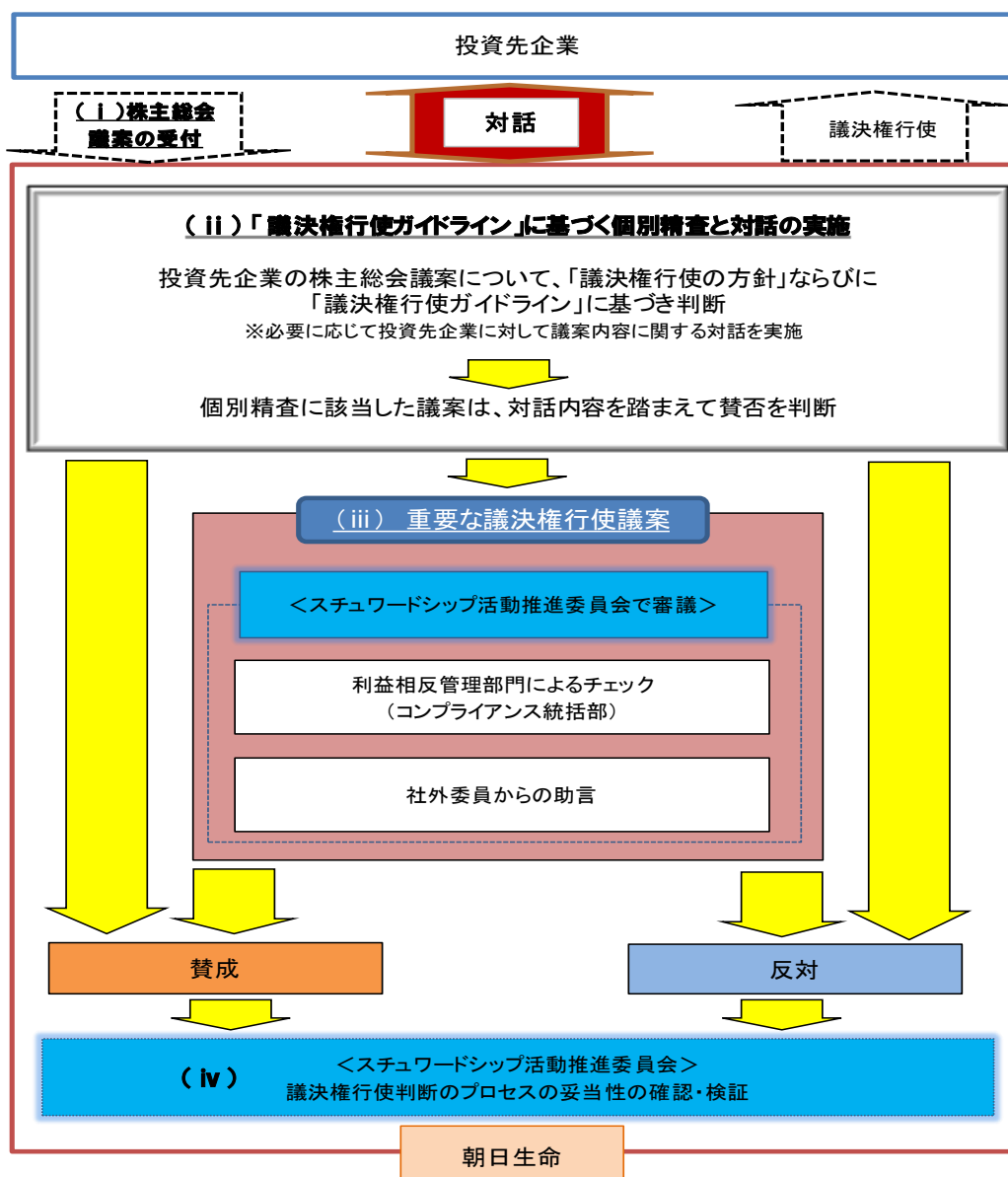
本年 2 月に議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」をスチュワードシップ活動推進委員会で協議の上、改正し、公表しました。

[\(リンク\)「議決権行使の方針」および「議決権行使ガイドライン」の主な基準](#)

<主な精査項目の追加や基準の引き上げを行った改正点>

議案	主な改正点
インセンティブ報酬	従来のストックオプションに代わり、「譲渡制限付株式報酬」や「業績連動型株式報酬」等のインセンティブ報酬を導入する投資先企業が増加していることを踏まえ、「譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬」の項目を新設し、それらについても株式の希薄化による価値の低下や業績向上に繋がらない第三者への付与等、影響が十分に説明されているかをチェックするために判断基準を新設しました。
買収防衛策	買収防衛策を導入・更新する場合、より高い資本効率やガバナンスの強化への取組みを疎かにし、単に経営者の保身や非効率な経営を温存する懸念があるため、基本的スタンスを「原則賛成」から「全件個別精査」に変更した上で、個別精査の項目に「業績・ガバナンス」を追加しました。

(2) 議決権行使の実施状況



<一般勘定>

① 議決権行使プロセス

当社は、お客様からお預かりしている資産を運用するにあたって、適切な議決権行使は、投資先企業の企業価値の維持・向上に繋がる重要な手段であると考えています。そのため、「議決権行使ガイドライン」に則り、投資先企業のコーポレートガバナンス、業績・財務状況、資本政策、株主への利益還元姿勢等の視点から議案毎に賛否判断を行いました。

【議決権行使プロセス】

i ~ iv の概要は以下のとおりです。

(i) 株主総会議案の受付

当社の投資先企業で、2017年7月~2018年6月に株主総会が開催された企業は165社です。

(ii) 「議決権行使ガイドライン」に基づく個別精査と対話の実施

スチュワードシップ活動担当部門(投資調査部)は、すべての株主総会議案について、「議決権行使ガイドライン」に基づき一次査定を行います。

特段問題のないものは、原則賛成とし、「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当した議案については、個別に精査を行います。特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、投資先企業との対話を行い、投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明します。

このような経緯を踏まえて、最終的な賛否を判断しています。

なお、【議決権行使プロセス】において、個別精査に該当した企業は109社であり、そのうち議決権行使のために対話を実施した企業は82社となりました。

(iii) 重要な議決権行使議案

「重要な議決権行使議案」の行使判断については、「スチュワードシップ活動推進委員会」において、利益相反管理部門(コンプライアンス統括部)によるチェック、社外委員による専門的な立場からの助言等を踏まえて、賛否を決定しました。

なお、同委員会での審議対象は22社となりました。

(iv) 議決権行使結果の事後チェック

賛否を判断したすべての議案につき、「スチュワードシップ活動推進委員会」において、議決権行使判断のプロセスの妥当性の検証を行いました。

検証の結果、当社の議決権行使判断のプロセスが妥当であること、および利益相反の問題がないことを確認しました。

② 議決権行使結果

当社では、投資先企業の議決権行使に当たって、数値基準を含めた「議決権行使ガイドライン」を開示し、その内容を投資先企業に事前に丁寧に説明しております。加えて、社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」において、より厳正に利益相反管理すべき重要な議案をすべて事前に審議するなどの取組みを通じて、適切な議決権行使のための利益相反管理の強化や透明性の確保に努めております。

議決権行使結果の公表においては、議案の主な種類ごとに整理・集計を行い、さらに、会社提案に対して反対した議案については、個別の企業名、議案に加え、反対の理由も併せて公表し、投資先企業の企業価値の向上を促すとともに、議決権行使の透明性向上を図ることとします。

一方、当社は、中長期的な保有を前提に、個別銘柄選択を重視した株式ポートフォリオを構築しています。個別の投資先企業および議案を全件開示する場合、当社の投資行動に対する憶測により株価への影響が生じるなど、ご契約者利益を損ねる可能性もあることから、会社提案に反対した議案についてのみ開示する方針といたします。

(i) 集計開示

当社の投資先企業で、2017年7月～2018年6月に株主総会が開催された企業に対する議決権行使結果は以下のとおりです。

<企業数ベース>

	2017年度
対象企業数	165
会社提案に全件賛成	160
会社提案に1件以上反対	5
反対率	3.0%

<議案ベース(※1)>

議案(会社提案)	賛成	反対	合計
剰余金処分	130	0	130
取締役選任(※2)	147	1	148
監査役選任(※3)	145	0	145
退職慰労金贈呈	5	2	7
役員報酬改定・役員賞与支給	26	0	26
定款一部変更	29	0	29
買収防衛策	5	0	5
インセンティブ報酬導入・変更	14	2	16
その他会社提案(※4)	19	0	19
会社提案合計	520	5	525
反対率		1.0%	

	賛成	反対	合計
株主提案	0	18	18

※1 親議案ベースで集計。

※2 監査等委員である取締役選任を除きます。

※3 監査等委員である取締役選任、補欠監査役選任および補欠の監査等委員である取締役選任が含まれます。

※4 株式併合、退職慰労金制度廃止に伴う役員への打ち切り支給などが含まれます。

(ii) 個別企業への議決権行使結果

a. 反対議案

「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当したため、個別の対話により対象議案についての問題点や対応状況について確認したものの、企業価値向上やコーポレートガバナンスについて懸念があると判断した結果、会社提案に「反対」とした議案は以下のとおりです。

証券コード	企業名	総会日	総会種類	議案番号	候補者番号	議案分類	反対理由
3391	ツルハホールディングス	2017/8/10	定時	3	-	譲渡制限株式の付与	経営者への株式報酬の付与は、株主との価値共有化という目的は理解できるものの、監査役を対象に含めることは、期待されている牽制機能が低下する懸念があると判断しました。
3948	光ビジネスフォーム	2018/3/29	定時	3	-	退職慰労金贈呈	社外監査役への退職慰労金贈呈は、社外監査役に期待される牽制機能が低下する懸念があると判断しました。
4102	丸尾カルシウム	2018/6/27	定時	4	-	譲渡制限株式の付与	経営者への株式報酬の付与は、株主との価値共有化という目的は理解できるものの、監査役を対象に含めることは、期待されている牽制機能が低下する懸念があると判断しました。
6775	TBグループ	2018/6/28	定時	2	1	(代表)取締役選任	業績動向を注視してきましたが、引き続き当期損失を計上。業績改善は難しいと判断しました。
6901	澤藤電機	2018/6/22	定時	5	-	退職慰労金贈呈	社外取締役への退職慰労金贈呈は、社外取締役に期待される牽制機能が低下する懸念があると判断しました。

b. 賛成議案

「議決権行使ガイドライン」の個別精査に該当したものの、個別の対話により対象議案についての問題点や対応状況、企業価値向上に向けた取組み状況等を確認した結果、会社提案に「賛成」とした事例は以下のとおりです。

議案	個別精査該当内容 および賛否の考え方	賛成事例
剰余金処分	配当性向が著しく低い場合(配当性向15%未満)は個別精査とし、財務内容、将来の成長のための設備投資予定、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。	当該企業は、堅調な業績が続いており、増配は実施しているものの、配当性向については、当社の求める水準(配当性向15%以上)を下回っていました。 対話のなかで、今後、長期的に大規模な設備投資を控えていることが確認できたこと、その設備による事業が軌道に乗ることが、企業価値向上につながることで、また、増配をしており、前向きな株主還元姿勢も確認できたことから、賛成としました。
	十分な資金を有するにもかかわらず、継続的に低水準の配当(3期連続で配当性向30%未満)を提案する場合は個別精査とし、現預金を保有する理由、将来の成長のための設備投資の考え方、株主還元に対する考え方等を踏まえて、賛否を判断しています。	当該企業は現金等が有利子負債を大きく上回り、配当余力が高まる状況となっていました。 一方で、配当性向については、当社の求める水準(配当性向30%以上)を下回って推移しておりました。 対話のなかで、財務基盤強化のため、および案件受注のために資金需要があることを確認しました。また、今回増配し、新たな中期経営計画において総還元性向30%を目指すことなど、前向きな還元姿勢を確認できたことから、賛成としました。
取締役選任	法令違反等の不祥事により企業価値を毀損させている可能性がある場合は個別精査とし、再発防止策とその実効性、不祥事等の連続性、発生した損害額等が業績に大きな影響を与えているか等を確認し、賛否を判断しています。	当該企業の子会社は、当会計期間において、独占禁止法違反となる行為を行っていたことが発覚しました。 独占禁止法違反による損害が軽微だったこと、グループ全体で再発防止策として独占禁止法違反を未然に防ぐ研修や内部監査を強化していることが確認できたことから賛成としました。
	ROEが3期連続5%を下回った場合は個別精査とし、低ROEに留まっている原因・課題、およびROE改善に向けた取組み等を確認し、賛否を判断しています。	当該企業は、ROEが5%を下回り、収益性の低い状況が継続していました。 対話のなかで、不採算事業からの撤退等の構造改革を行い、特別損失は生じたものの、改革の効果で営業利益、経常利益が大幅に改善したこと、今期はROE5%以上を見込んでおり、今後も改善を図っていく等、ROEの改善について前向きな姿勢が確認できたことから賛成としました。
インセンティブ報酬	譲渡制限付株式報酬の権利付与対象者に社外取締役が含まれる場合は個別精査とし、経営陣に対する牽制機能の低下を防ぐ措置が講じられているか等を確認し、賛否を判断しています。	当該企業が新たに導入する株式報酬は、権利付与対象者に社外取締役が含まれていました。 交付時期が3年後でかつ取締役を退任するまで継続保有することとなり、短期的な株価変動にさらされることなく、株主目線で中長期の企業価値向上に寄与できる仕組みとなっていることなどから、経営陣への牽制機能低下にはつながらないと判断し、賛成としました。

<特別勘定>

特別勘定とは、変額保険に係る資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類に係わる一般勘定資産とは区別して資産の管理・運用を行います。

特別勘定の国内株式運用は、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社(朝日ライフ アセットマネジメント)へ投資一任契約に基づき委託しております。

運用スタイルは、クオンツモデルを活用したシステムティックな銘柄選択により、東証株価指数との連動性を重視しつつ、これを安定的に上回る収益を獲得することを目指しています。

このため、議決権行使につきましても、朝日ライフ アセットマネジメントの議決権行使に対する基本方針が、当社のスチュワードシップ責任を適切に果たすことができることを確認の上、2017年4月以降、同社へ一任しております。

朝日ライフ アセットマネジメントでは、年金や投資信託、変額保険等の受託資産の議決権行使に際し、投資先企業に対する議決権の行使を企業価値向上のための重要な意思表示の手段と位置づけて「国内株式株主議決権行使ガイドライン」を定めており、特別勘定の投資先企業についても、同ガイドラインに基づいて議決権行使を行っております。

この結果、2017年7月から2018年6月の株主総会における議決権行使の賛否については、対象企業数357社、会社提案の議案数4,164件に対し、賛成した議案数は3,421件、反対した議案数は743件となりました。

【2017年7月～2018年6月の議決権行使結果】

会社提案議案に対する賛成・反対の議案件数

		賛成	反対	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※1)	2,648	644	3,292
	監査役の選解任(※1)	284	46	330
	会計監査人の選解任	4	0	4
役員報酬に関する議案	役員報酬(※2)	142	17	159
	退任役員の退職慰労金の支給	7	8	15
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	235	23	258
	組織再編関連(※3)	5	1	6
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	4	4
	その他 資本政策に関する議案(※4)	14	0	14
定款に関する議案		82	0	82
その他の議案		0	0	0
合 計		3,421	743	4,164

(※1) 1候補者につき1議案として集計

(※2) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※4) 自己株式取得・償却、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

株主提案議案に対する賛成・反対の議案件数

	賛成	反対	合計
合 計	1	77	78

個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使の状況は、朝日ライフ アセットマネジメントのホームページにおいて、当社特別勘定の投資先を含め、同社が議決権行使を行った企業の一覧を開示しております。こちらをご覧ください。

[\(リンク\)朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 議決権行使結果](#)

(3) 対話の取組み

① 2017 年度 of 取組みについて

2017 年度は、以下の 3 つの観点から対話を実施しました。

(i) 投資先企業への改正後の「議決権行使ガイドライン」の通知および説明

前述の本年 2 月の「議決権行使ガイドライン」の改正を踏まえ、投資先企業に改正後の「議決権行使ガイドライン」を通知し、必要に応じて説明を行いました。

(ii) 課題の認識共有と意見交換

スチュワードシップ活動において主眼としている「株主還元強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」について、以下のような経営上の課題があると認められる企業に対して課題の認識共有を図り、改善に向けての意見交換を行いました。

- 継続的に配当性向等が低迷している企業
- 継続的に業績が低迷し、改善に向けた対応が求められる企業
- 法令違反等の不祥事が発生した企業

また、議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」に該当した議案については、対話に基づく個別精査を行い、特に、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、ROE向上等の観点から課題があると考えられる議案については、投資先企業の考え方や対応方針等を確認するとともに、当社の要望を表明しました。

(iii) 投資先企業の状況把握

決算説明会、IRミーティングへの参加、個別訪問などを通じて、市場環境の変化、それに基づく業績の影響、中期経営計画達成に向けた取組み、コーポレートガバナンス態勢等を確認し、投資先企業の状況把握に努めました。

② 取組みの成果

株主還元向上、企業価値向上に向けた対話を実施した結果、成果があがった事例は以下のとおりです。

分類	対話の内容	対話の成果
配 当 性 向 等 が 低 迷	当該企業の株主還元の基本姿勢は、安定配当をベースに少しずつ配当額を引き上げるというものでしたが、複数回にわたる対話を実施し、業績堅調にもかかわらず配当性向が低位に留まっていることや、余剰資金の有効活用ができていないことについて問題意識を伝え、株主還元を強化するよう要請しました。	新中期経営計画において、配当方針として新中期経営計画最終年度に配当性向30%を目指すという数値目標が導入されました。
	当該企業の株主還元の基本姿勢は、配当性向に関わらず安定した配当を継続する、というものであり、十分な資金を有するにも関わらず配当性向が30%未満であったことから、複数回にわたる対話を実施し、配当性向30%以上を求めてきました。	老朽化設備の更新のために資金を確保する必要があることから、配当性向30%には至らなかったものの、配当額が増額となりました。
	当該企業の株主還元の基本姿勢は、配当性向に関わらず安定した配当を継続する、というものであり、配当性向が15%未満であったことから、複数回にわたる対話を実施し、配当性向15%以上を求めてきました。	利益の変動が大きいことから、配当性向を目標とするには至らなかったものの、配当額が増額となりました。
業 績 が 低 迷	当該企業は、業績不振により3期連続でROEが5%未満となっていました。対話を通じて、業績回復のための施策を確認し、ROEを意識した経営を行うよう要請しました。	新中期経営計画において、経営数値目標としてROE 5%超を目指すという数値目標が導入されました。
ガ バ ナ ン ス	2年前より対話を通じて独立社外取締役の複数名体制を求めてきました。	社外取締役が1名から2名へ増員となりました。

③ 当社ポートフォリオの課題と2018年度の取組み

スチュワードシップ活動において主眼としている「株主還元の強化」「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」の観点からみた当社ポートフォリオの現状の課題は以下のとおりです。

2018年度は、こうした課題があると認められる投資先企業について対話を実施します。

	当社ポートフォリオの課題	2018年度の取組み
株主還元の強化	当社ポートフォリオの配当性向は、前年度からほぼ横ばいとなりました。投資先企業の中に、足もとの好調な業績を背景に株主還元強化に前向きに取り組んでいる企業がある一方で、過去の財務状況悪化の経験や業績等の先行き不透明感から、現預金等が積み上がっているにもかかわらず増配に慎重な企業(安定配当を継続する企業)も散見されました。	継続的に配当性向等が低迷している企業に対し、株主還元に対する考え方、設備投資計画等と株主還元とのバランスについて意見交換し、「株主還元の強化」を求めています。
株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備	2期連続無配となった企業数は、前年度から1社増加し、2期連続ROE5%未満の企業数は横ばいとなりました。	継続的に業績が低迷し、改善に向けた対応が求められる企業に対し、業績低迷の要因と改善に向けた対応方針について意見交換を行い、早期の改善を求めています。
	独立社外取締役の人数が当社のガイドライン基準未滿となっている企業がありました。が、対話を通じコーポレートガバナンス態勢を確認しております。	独立社外取締役が果たす役割について意見交換を行い、経営陣への牽制機能が発揮できているか確認していきます。
	法令違反等の不祥事が発生した企業について、数は減少したものの継続調査中の先が一部残っています。	法令違反等の不祥事が発生した企業に対し、再発防止策の内容とその実効性、業績への影響等について意見交換を行い、コーポレートガバナンス態勢の強化を求めています。

(4) 自己評価

スチュワードシップ・コードの各原則・指針の実施状況の自己評価は以下のとおりです。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 2017年に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことを踏まえ、同年に当社の「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」を改正し、公表しました。
- 特別勘定の株式運用について、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に運用委託していることから、アセットオーナーとしての方針を同基本方針に記述しました。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 「利益相反管理方針」に則り、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面について、管理の対象とする取引をあらかじめ特定のうえ類型化し、適切な管理を行っています。
- 議決権の行使にあたっては、法人営業部門の意向を優先して行動することがないよう、法人営業部門と資産運用部門の組織を分離し、その権限は資産運用部門のみに限定しています。
- 社外委員を含めた「スチュワードシップ活動推進委員会」において、重要な議決権行使議案について賛否判断の審議を行いました。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 決算説明会、IR ミーティングへの参加、個別訪問などを通じて、市場環境の変化、それに基づく業績の影響、中期経営計画達成に向けた取組み、コーポレートガバナンス態勢等を確認し、投資先企業の状況把握に努めました。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 以下の2点を対話の主要なテーマとして位置づけ、投資先企業との対話を実施しました。
 - 「株主還元の強化」

配当性向の低い状態が継続している場合、および現預金等を多く保持しているにもかかわらず配当性向が十分でない場合はその理由および妥当性について意見交換を行いました。
 - 「株主還元強化を実現するためのコーポレートガバナンス態勢の整備」

中長期での株主還元に対する考え方、継続的に業績が低迷している場合は業績低迷の要因とそれに対する対応方針について、意見交換を行いました。
- この他、必要に応じて、議決権行使ガイドラインに該当した株主総会議案の賛否を判断するための対話を行いました。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 「議決権行使の方針」および「議決権行使ガイドライン」を公表し、これに従いすべての保有株式について議決権を行使しています。
- 議決権行使の基本的な判断基準となる「議決権行使ガイドライン」について、「インセンティブ報酬」や「買収防衛策」に関する項目等を改正し、公表しました。
- 「議決権行使ガイドライン」は、法令等の改正やコーポレートガバナンスについての制度変更等を踏まえ、定期的に見直しを行っていきます。
- 当資料において議決権行使結果の公表方針と「議決権行使の実施状況」を公表しています。
- 個別の投資先企業および議案ごとの開示につきましては、反対した議案についてのみ、個別の企業名、議案に加え、反対の理由も併せて開示する方針とし、その理由は、「スチュワードシップ責任を果たすための基本方針」ならびに当資料「議決権行使の実施状況」に公表しています。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当資料においてスチュワードシップ活動状況を定期的に公表しています。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 今年度よりスチュワードシップ活動を担当する部署として、投資調査部を設置しました。
- スチュワードシップ活動担当部門(投資調査部)内で、スチュワードシップ活動における対話や議決権行使を通じた成果をお互いにレビューし、担当者同士での共通認識の醸成を図っています。
- ESGやコーポレートガバナンスに関するセミナー等に参加し、専門性を高めています。
- また、「スチュワードシップ活動推進委員会」からの助言を踏まえ、スチュワードシップ活動全般のレベルアップを図っています。

以上